

平成 22 年 3 月 31 日現在

研究種目：若手研究（スタートアップ）
 研究期間：2008 ～ 2009
 課題番号：20830080
 研究課題名（和文）「フラン圏のヨーロッパ化」—ピエール・ユーリとロバート・トリフィンの連携を中心に—
 研究課題名（英文）“Europeanization of the Zone Franc” —Focusing on the Cooperation between Pierre Uri and Robert Triffin—
 研究代表者
 藤田 憲 (FUJITA KEN)
 明海大学・経済学部・講師
 研究者番号：70515775

研究成果の概要（和文）：1950 年代中葉の EEC 設立交渉において、正式発足後間もないフラン圏通貨委員会委員にも名を連ねたムサ海外フランス省経済計画局長をはじめとするフランス代表が、フラン圏なる「通貨圏」の存在自体について提起された交渉当事国の疑義に対し、フランス銀行総裁ボーンガルトネルを長とするフラン圏通貨委員会作成資料を用いていかに反証したか。そして結果的に、ロバート・トリフィンを理論的ブレーンとするピエール・ユーリの仲介を必要とするほどの亀裂を誘発したか、を明らかにする。

研究成果の概要（英文）：This research deals with “Europeanisation of the Zone Franc” as a part of the systematic monetary policy in the French Franc area focusing on the cooperation between Pierre Uri and Robert Triffin. To explore the roots of “Europeanization of the zone franc”, it is important to analyze the French proposal in the EEC negotiations in the mid-1950s. The French delegation was asked by the partners if the zone franc functioned as a monetary area like the sterling area. P. Moussa explained the concept of “Europeanization of the zone franc”.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008 年度	1,370,000	411,000	1,781,000
2009 年度	1,200,000	360,000	1,560,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,570,000	771,000	3,341,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経済学・経済史

キーワード：仏フラン圏金融史

1. 研究開始当初の背景

欧州経済統合史研究におけるフランスフラン圏海外領土問題をめぐる議論、とりわけ、欧州経済共同体（EEC）設立交渉期におけるフラン圏海外領土政策に関する議論は、程度の差こそあれ、「フランスは、海外領土と決

別してヨーロッパ統合を推進しようとしたのか、あるいは、フランス本国と海外領土が形成するフラン圏を維持しようとしたのか」という二者択一の問題関心のもとに行われてきた。その代表的研究がマルセイユ(J. Marseille)によって行われた。既存の研究が、

EEC 設立交渉におけるフランス代表が、交渉相手が提起した「フラン圏とは何か？」との疑問に対し、フラン圏をいかなる制度として定義し、いかに説明したかを明らかにできていなかった点は強調されるべきであろう。

2. 研究の目的

「ヨーロッパ」と「フラン圏」は、マルセイユをはじめとする既存の研究が指摘してきたほどまでに対立する政策的概念だったのだろうか。そもそも、これらの二つの概念は密接にして不可分だったのであり、それらに対立概念であるかのように議論してきたことこそ、研究史上の問題の発端であるとはいえないだろうか。そうであるとするならば、第3の政策概念としての伝統的な「フランス・アフリック」路線を堅持する目的で名目的に掲げられた「ユーラフリック」はどのようにして形成され、「フラン圏のヨーロッパ化」政策として具体化されていったのだろうか。本研究の目的は、研究期間内において、以下で述べる内容を実証することにある。理念としての「フラン圏のヨーロッパ化」は、フランス銀行総裁を長とするフラン圏通貨委員会がとりまとめたフラン圏海外領土政策体系に基づいて掲げられた。具体的目的として、ドルをはじめとする取得外貨の本国国庫への集中を基礎とし、通貨圏たるフラン圏の構築が措定された。かかる「フラン圏のヨーロッパ化」原則に基づいて、1950年代中葉に展開された EEC 設立交渉において、正式発足後間もないフラン圏通貨委員会 (Comité monétaire de la zone franc) 委員にも名を連ねたムサ (P. Moussa) 海外フランス省 (旧フランス植民地省) 経済計画局長をはじめとするフランス代表が、フラン圏なる「通貨圏」の存在自体について提起された交渉当事国の疑義に対し、フランス銀行総裁ポーンガルトネル (W. Baumgartner) を長とするフラン圏通貨委員会作成資料を用いていかに反証したか。そして結果的に、モネの側近中の側近として、ロバート・トリフィンの理論的支援を受けたピエール・ユーリの仲介を必要とするほどの亀裂を誘発したか。

3. 研究の方法

本研究期間中に力点をおいて調査収集し、本研究が主対象として分析するフランス銀行史料館所蔵史料は、Archives de la Banque de France (ABF), N°boîte: 129, N°bordereau: 1466200601, Localisation :AS.F.18.A.5 および N°boîte :130, N°bordereau :1466200601, Localisation :AS.F.18.A.5 として整理されている。具体的には、下記のとおりである。ABF, N°boîte :130, N°bordereau :1466200601, Localisation :AS.F.18.A.5, Nature du dossier :Réunions du Groupe de travail « opérations bancaires »1952, Le 19 juin

1952, Exposé de M. Monestier sur le fonctionnement de la Centralisation des Risques en Algérie et en Tunisie. ABF, N°boîte: 129, N°bordereau: 1466200601, Localisation :AS.F.18.A.5, Nature du dossier: Projets antérieurs à la création du comité monétaire de la zone franc 1949-1957, Décret relatif à l'organisation du Comité technique de coordination institué par l'article 30 de la loi du 24 Mai 1951. ABF, N°boîte :130, N°bordereau :1466200601, Localisation :AS.F.18.A.5, Nature du dossier :Réunions du Comité monétaire de la Zone Franc 1953, Stéréographie de la séance de la comité monétaire de la zone franc du 25 février 1953. ABF, N°boîte: 129, N°bordereau: 1466200601, Localisation :AS.F.18.A.5, Projets antérieurs à la création du comité monétaire de la zone franc 1949-1957, Ouverture d'un compte de compensation des monnaies de la zone franc. ABF, N°boîte: 129, N°bordereau: 1466200601, Localisation :AS.F.18.A.5, L'ouverture, dans les écritures du Trésor, d'un compte intitulé «compte des Compensation des monnaies de la zone franc» .

4. 研究成果

EEC 設立交渉において、「フラン圏のヨーロッパ化」構想を提起したフランスに対する「フラン圏とは何か？」という交渉当事国の問いに、フランス代表団の一員であったムサ・フラン圏通貨委員会委員兼海外フランス省経済計画局長は、いかに答えたのだろうか。1957年3月25日にローマで調印された EEC 設立条約の交渉過程において、フランス代表団は、程度の差こそあれ、大陸ヨーロッパの関税同盟が、同じく関税同盟を基礎とするフラン圏通貨同盟の特恵供与機能を事実上停止させることへの警戒感を共有していた。ムサは、ドルをはじめとする取得外貨の本国国庫集中を基礎とするフラン圏の「経済的凝集性 cohésion économique」を強調し、EEC への海外領土包摂を通じた「フラン圏のヨーロッパ化」の必然性を提起した。海外領土を含めたフラン圏全域で獲得された外貨は、フランス本国フラン発行のマネタリー・ベースとなり、発行されたフランス本国フランはフラン圏における基軸通貨となるとともに、植民地フラン発行のマネタリー・ベースとなっていたのである。

ブロック=レネ (F. Bloch-Lainé) によれば、「単一通貨圏」としてのフラン圏の形成に少なからぬ影響を及ぼしたイギリスを中心とするポンド・スターリング圏は、1932年カ

ナダのオタワで開催された英帝国経済会議において合意を見た、英連邦特惠制度により完成した。一方、ブロック経済圏としてのフラン圏が事実上効力を持った契機は、ドイツによるポーランド侵攻直後に行なわれた全面的為替管理である1939年9月9日付「資本輸出、為替および金取引の禁止または制限に関する法律」の施行である。しかしフラン圏なる概念は、1950年代に入っても、ドル圏やポンド・スターリング圏、ベルギー・フラン圏、エスクード圏、フロリン圏、リラ圏との相対化を通じてはじめて意識されうる漠然とした概念に過ぎなかった。

第二次世界大戦終結直後における2種の植民地フラン創設(1945年12月26日、前日にフラン切り下げ)およびフランスのIMF加盟(同年12月27日)、その後、1948年1月26日、1948年10月17日、1949年9月20日の3度にわたるフランの切り下げ調整により、フランス本国フランを基軸通貨とするフラン圏は、以後10年あまりの安定を得た。この安定を持続させるために、フラン圏海外領土における通貨・財政金融、物価、生産等の諸問題の現状を組織的に把握する必要があった。本国フランと植民地フランの自由交換性は、フランス本国の経済と海外領土経済との緊密な相互依存関係に基づいていたからである。なお、本研究における実証に用いる主史料は、前述のムサがフラン圏通貨委員会構成員としてEEC設立交渉におけるフラン圏概念の説明に用いたものであり、現在はフランス銀行史料館(Archives de la Banque de France(ABF))に所蔵されているフラン圏通貨委員会設立過程の詳細を記録した膨大な史料の一部である。

本科研費補助金に基づく拙稿が明らかにしたように、1950年代初頭、すなわちフラン圏通貨委員会の正式発足前のフラン圏は、フランス・フランが決済通貨として流通するものの、域内取引に関して本国が正確に捕捉できるのは経常取引のみという、いわば「貿易圏」であった。フランス銀行総裁の統括下において、フラン圏域内諸地域の通貨・経済問題の調査とフラン圏に属する発券局相互の業務調整が行われ、域内での振替・発券状況を一元的に管理する体制が整備されるという意味において、フラン圏が文字通りの「通貨圏」として機能するようになるのは、フラン圏通貨委員会が「正式に」発足する1950年代中葉以降である。

本研究の成果として、「フラン圏のヨーロッパ化」構想におけるフラン圏通貨委員会の位置を明確にできたことを強調したい。

1951年予算法に基づき、1952年に発足した調整技術委員会は、フランス銀行総裁ボンガルトネルが統括し、フラン圏域内諸地域

の通貨・経済問題の調査とフラン圏に属する発券局相互の業務調整を行なうことを主任務とした。1955年に正式に「フラン圏通貨委員会」と称されることとなった調整技術委員会は、名称変更とともに、従来フランス本国の国民信用評議会の所管であったフラン圏海外領土における銀行組織および金融に関する権限を継承した。

フラン圏通貨委員会が所管した域内発券機関は、ドルをはじめとする取得外貨をフランス国庫に開設する操作勘定に預託することを義務付けられた。そして、この操作勘定に記入された資産は、当該発券機関発行通貨の無制限交換を保証する準備となった。一方で、フラン圏域内通貨は、相互に無制限に交換可能と規定された。すなわち、フラン圏に加盟する特定国の居住者は、フラン圏域内の他のいかなる国においても、フラン圏域内通貨建て口座による支払い・受け取りの自由を享受することとなったのである。さらに、無制限交換性保証の原則が、フラン圏の域内通貨相互の振替を自由にしたのであり、こうした振替の自由こそ、フラン圏の存在意義であった。通常の資金振替のほか、資本移動を目的とした資本取引についても自由を原則としていた。

フラン圏を統括するフラン圏通貨委員会は、1955年5月20日、前身である1952年2月5日発足の調整技術委員会から名称変更して誕生した。フランス代表が海外領土包摂を条件に関税同盟を基礎とするEEC発足を受諾したメッシーナ会談の1週間前のことである。フラン圏通貨委員会が統括し、EECと同じく関税同盟を一基盤とするフラン圏通貨同盟は、1946年憲法に基づいて植民地省から名称変更した海外フランス省が継承する、「植民地帝国」時代の遺産としての「経済的凝集性」に関する経路依存性を有していた。EEC設立交渉におけるフランス代表団を構成するムサ海外フランス省経済計画局長が、交渉の席上、フラン圏通貨委員会の活動を第一次報告および第二次報告をはじめとする同委員会資料を用いて詳述した内容からもあきらかなように、フラン圏域内通貨同盟は、フランス銀行によるフランス本国フラン発行の準備資産となる取得外貨のフランス本国国庫操作勘定への集中を基礎とする発券管理体制であった。そして、1956年のチュニジアおよびモロッコの独立に伴い、両国代表がフラン圏通貨委員会特別会に出席することとなり、委員会は21世紀初頭の今日に通じる国際機関的性格を帯びることとなったことは指摘するまでもない。

EEC設立交渉における「フラン圏のヨーロッパ化」構想は、ボンガルトネル・フランス銀行総裁を長とするフラン圏通貨委員会がとりまとめたフラン圏海外領土政策体系

に基づいて掲げられた。ここでは、調整技術委員会初代委員長に就任したボーンガルトネル・フランス銀行総裁が提起した同委員会設置の目的を、「1953年2月25日付調整技術委員会の議事に関するステレオグラフィ」に基づいて明らかにする。

1953年2月25日、調整技術委員会会合の冒頭における発言は、後にフラン圏通貨委員会と名称変更することになる調整技術委員会発足の意味、すなわち、フランス銀行にとってのフラン圏の意味を理解する上で重要である。通常作成される「議事録 *compte-rendu*」とは別に「ステレオグラフィ」が起草された事実も、フラン圏をめぐる総裁発言のフランス銀行金融政策全体に及ぼす影響の大きさを物語る。約1年前の調整技術委員会発足式につどったフランス銀行総裁ボーンガルトネルと財務省国庫局長ブロック＝レネは次のように問題を提起していた。フランス銀行および財務省の共同後援を受けた海外フランスに関する委員会 (*Comité de la France d'outre-mer*) の設置を考案したことに由来するものであった。はじめにボーンガルトネルとブロック＝レネは、フラン圏全域における信用通貨問題 (*problèmes crédit et monnaie dans l'ensemble de la zone franc*) に対して直接あるいは間接に携わるあらゆる関係者が参集するこの種の委員会の創設が有意義であると常々考えてきたことを強調した。さらにフラン圏全域における信用通貨問題に関して彼は、イギリスのコモンウェルス会議とわれわれの小規模な会合を全面的に比較する意図を持っているわけではないが、これまでイギリスが周知のコモンウェルス会議において深く掘り下げてきた同種の問題に関する研究についての総括を試みることの重要性を指摘した。そしてボーンガルトネルの提言に従って、開始あるいは「再開」しようとしている研究からは、議論を通じて、個別省庁間に共通認識の形成に至ることができ、さらには委員会に集う国家的大規模企業からそのセクターの代表的見解に耳を傾けることができるという理由から、有用な結論の導出可能性への期待感が示された。「過ぎ去った時間は、たしかに懸念材料である」とのボーンガルトネルの言葉からは、彼が調整技術委員会のより早期の「再開」を望んでいたことを看取できる。しかし、次の発言は、総裁のこの委員会にかける思いを示している。「この懸念は十分に払拭されないかもしれないが、今日の状況は、いくつかの点で、好転している。第一に、職務に対する熱意にあふれている。特に、西アフリカや赤道アフリカなどブラック・アフリカ地域海外領土におけるリスク・センターの構築 (*constitution de la Centrale*

des Risques) という非常に困難な問題に対応しているマダガスカル銀行のゴノン (*M. Gonon*) 氏率いるワーキング・グループが有益な活動を行っている。この問題に関する同グループの作業は大いに進展し、今後の議事日程の中で詳細な説明を受けることになると思われる」。フランス銀行への「リスク情報の集中」原則の下、フランス本国における金融政策情報の集中を実現したリスク・センターをフラン圏全域に設置し、フラン圏全域のリスク情報をフランス銀行に集中させる意図が顕著である。開会の辞を締めくくるにあたり総裁は、自らを補佐することを目的として、調整技術委員会内部に設置した通貨セクターに関する専門部会と信用セクターに関する専門部会が上げた成果について言及した。なお、通貨部会をカルヴェ (*P. Calvet*)・フランス銀行次席副総裁が、信用部会をブロック＝レネが、それぞれ主宰していた。ボーンガルトネル総裁がより高い評価を与えていたのは、通貨部会の活動であった。通貨部会に関して総裁は、「本国と海外領土間の商品と資本の移動実態を、海外領土と外国との間の商品と資本の移動実態と同じく正確に捕捉する方法を見出すという、収支計算上の古くて新しい問題の研究を推進するうえで、多大な貢献を果たしてきた」と高く評価した。そのうえで、カルヴェ次席副総裁を中心とする研究が、発券機関 (*Institut d'Emission*) による通貨発行や外貨準備の管理を司る為替安定化基金 (*Fonds de Stabilisation des Changes*) のあり方に直接的な影響を及ぼしてきたことを指摘し、「フラン圏における海外領土経済全体の位置づけ、メリットやデメリットを構成する要素に関する議論を通じて、いまやわれわれは明確かつ正確な見解を有しつつある」と断じた。信用部会に関しては、「私とブロック＝レネ氏が代わる代わる議長を務め、この一年あまりで研究上の出発点を見出したものの、研究の進展を加速させたい」と自省し、「公定歩合の水準に関する問題、実際の信用供与形態の問題など、克服が待たれる数多くの問題が存在する」との認識を示した。

ムサがEEC設立交渉において行った「通貨圏」としてのフラン圏に関する説明によれば、フラン圏域内における通貨問題全般の検討を目的として、調整技術委員会は各発券局別の流通通貨額の動態を捕捉し、変動原因となる銀行貸付の増減、フランス本国と海外領土間の公私の資金移動を調査した。その調査を国民信用評議会による本国分の調査結果と比較検討することにより、フラン圏全体の通貨動態の把握に努めようとしたのである。フラン圏全域を網羅する

国際収支表の作成は、調整技術委員会に課せられた極めて重要な任務であった。フラン圏諸地域の国際収支表について、従来、海外領土に関する統計では詳細に分類することなく、残高のみが確認される様式が採用されていた。委員会は本国におけると同様、詳細な仕分け分類方法を採用することとした。フラン圏域外国との経済関係の詳細が判別できるようになることを期待しての措置であった。こうして 1952 年より、受け払い勘定項目において、輸出、輸入、運輸、観光、資本収入、公金移転などが判別可能となる。また、資本取引を別項目とすることにより、外国投資の増減も把握されるに至った。フラン圏海外地域とフランス本国との収支関係を正確に捕捉するため、調整技術委員会はいかなる役割を果たしたのだろうか。従来、フランス本国とフラン圏海外地域の収支関係把握は困難なこととされ、とりわけ各海外領土別の収支を明確にすることはきわめて困難な状況にあった。通関統計により、重量および価格の面から貿易動向の概観は可能であったが、申告に基づく不正確な数字しか捕捉できず、各発券局の努力に依存した状況把握にも限界があった。調整技術委員会発足後、海外フランス中央金庫およびインドシナ地域管轄発券局という一部のフラン圏海外地域発券局の協力により、フランス本国向け資金動向調査が実施され、精度の高い統計が得られるようになった。また委員会は、各海外領土の発券局から、資産状況に関する報告を、フランス本国財務省国庫局から、各地域と本国の間の銀行、郵便および公金移転の合計を示すフラン圏通貨の精算勘定戻に関する報告を、それぞれ定期的に受けることになった。この他、フランス国立統計経済研究所 (INSEE) などの関係各機関が調整技術委員会による収支統計改善の努力を支援した。調整技術委員会は、フラン圏域内における通貨供給量決定にあたり、海外領土の特殊性を考慮しつつも、本国について国民信用評議会が採用している統計体系の導入を検討した。しかし、地域によっては複数地域を傘下におさめる発券局もあり、単純な総括的統計方式を採用することは困難であった。実態調査は、発券局、銀行、公金扱い窓口機関が提供する流通通貨額に関する情報について、一定の分類基準を設ける必要があるとの結論を導出した。その結果、1952 年 6 月 30 日より、フラン圏の各発券機関は、公金勘定、公企業、銀行・金融機関、個人・私企業の分類に基づいて、調整技術委員会に対し、四半期ごとに報告を行なうことになった。インドシナ 3 国担当発券局は、毎月統計を報告し、北アフリカにおいては、アルジェリア信用委員会、

アルジェリア・チュニジア銀行、モロッコ国立銀行が、それぞれ調整技術委員会に対し定期的に資料を提供することになった。上述の情報収集解析能力の向上は、通貨供給量決定という調整技術委員会にとっての最重要任務遂行に大いに寄与した。

フラン圏通貨委員会では、「フラン圏のヨーロッパ化」の具体的目的として、ドルをはじめとする取得外貨の本国国庫への集中を基礎とする「通貨圏」たるフラン圏を構築したうえで、フランス本国と海外領土が一体となって EEC 設立に参加することが措定された。換言すれば、フランス本国フランと海外領土フランの無制限交換性保証を基礎とし、ドルおよび金をマネタリー・ベースとするフランス本国フランの発行とフランス本国フランをマネタリー・ベースとする 2 種の植民地フラン発行を実現する政策パッケージは、1950 年代中葉における EEC 設立交渉およびフランス本国フランを含めたヨーロッパ諸通貨に対する信認とその交換性の回復プロセスと並行して確立されたのであった。フランス銀行は、物価や貸出債権の動向など、本国フランを基軸通貨とするフラン圏域内金融政策情報の一元的管理を意図して「リスク情報の集中」方針を掲げた。フラン圏金融政策上の一体性維持、およびフラン圏域内通貨間固定レート維持を困難にする物価上昇リスクに対処すべく、フランス銀行総裁自らフラン圏通貨委員会における政策決定に関与する決定を下したのである。正式発足間もなかったフラン圏通貨委員会の諸政策は、EEC 設立交渉のフランス代表団に唯一の海外領土問題専門家として名を連ねたムサ・フラン圏通貨委員会委員兼海外フランス省経済計画局長の口から、各国に説明されることとなった。しかし、ポンド・スターリング圏を範とするフラン圏の持続可能性や将来像、海外領土との特惠関係を前提とする政策体系そのものに対する疑念が消えることはなく、EEC 設立交渉は最終局面において難航し、拙稿 (2005) が明らかにしたピエール・ユーリの仲介を必要としたのである。ユーリやジャン・モネの理論的ブレーンとしてのロバート・トリフィンの存在が、EEC 設立交渉最終局面における難局打開に大いに寄与したことは、言うまでもない。

通貨同盟の性質上、フラン圏域内における、ヒト、モノ、カネの移動に制限を加えないことは、バラッサの『経済統合の理論』(1960) が強調する行政的効率性という観点を指摘するまでもなく大前提であった。したがって、たとえ新興重化学工業セクターを中心に、大陸ヨーロッパ関税同盟に由来する中長期的な利益を期待する声が存在していたとしても、交渉の早期妥結を目的としたフランス本国単独での EEC 参加は事実上不可能であつ

た。EEC の根幹を揺るがしかねない原産地証明を加盟各国に要求した上で、莫大な行政上のコストを負担しつつ、フランス本国経由でフラン圏海外領土に流入する非本国産品を捕捉する、という非合理的な決定を行なうことはできなかったからである。結果的にフランス代表団は、フラン圏海外領土市場への非本国産品流入リスクに対する補償として、EEC 加盟国海外領土開発を目的とした公共投資基金への出資を交渉相手に要求したのである。

しかし、EEC への海外領土包摂というフランスが提示した EEC 加盟の条件は、EEC 設立交渉に際して突然提起されたものではなかった。本稿においても強調したように、フランスによる EEC への海外領土包摂要求は、本国フランを基軸通貨とする「通貨圏」としての「経済的凝集性」強化を継続してきた戦後期フラン圏通貨政策に由来するものであった。「通貨圏」としてのフラン圏の一体性を強調したフランスの交渉姿勢は、1956 年年末以降の EEC 設立交渉に障害をもたらした。かかる困難の除去に実務面で貢献したのが、ピエール・ユーリであり、理論面で貢献したのが、ロバート・トリフィンであったと言えよう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

藤田憲「戦後期ヨーロッパ経済統合とフラン圏通貨委員会—『フラン圏のヨーロッパ化』をめぐって—」『アジア・アフリカ研究』第 50 巻/第 1 号(通巻 395 号), 査読有, 2010, pp. 19-38

〔学会発表〕(計 2 件)

藤田憲「『帝国』か、ヨーロッパか—フラン圏通貨委員会と『フラン圏のヨーロッパ化』(2008 年度アジア・アフリカ研究所アジア・アフリカ研究会(於 明治大学), 2009 年 3 月 28 日

藤田憲「戦後期ヨーロッパ経済統合とフラン圏通貨委員会—『フラン圏のヨーロッパ化』をめぐって—」(2008 年度第 2 回明海大学経済学会ワークショップ(於 明海大学), 2008 年 10 月 2 日

〔その他〕研究ノート(計 2 件)

藤田憲「EU 諸国によるユーロ導入とフランス・フラン圏の変貌」明海大学経済学部編『明海』第 17 号, 査読有, 2010, pp. 67-76

藤田憲「『ヨーロッパ市民』とは誰か?—フランス・フォンテーヌブローに思いをはせつ—」明海大学経済学部編『明海』第 16 号, 査

読有, 2009, pp. 62-65

6. 研究組織

(1) 研究代表者

藤田 憲 (FUJITA KEN)
明海大学・経済学部・講師
研究者番号 : 70515775

(2) 研究分担者

()

研究者番号 :

(3) 連携研究者

()

研究者番号 :